

令和2年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月25日（金）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月25日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
	民生部	部長	寺西 孝	保険医療課長	不破 生美
		介護支援課長	後藤 雅幸		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	森 実央		
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和光	下水道課長	浅井 修
	教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	鈴木 敬
委員長 及び委員	監査委員	西尾 重義			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第44号 表彰について
- 日程第2 議案第45号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第46号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第48号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第49号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第50号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第51号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第52号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 認定第1号 令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 令和元年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 令和元年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第16 認定第8号 令和元年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第17 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和2年第3回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしく願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に総務民生常任委員会審査報告書、また議員のタブレットには、17日の決算審査の折に戸谷裕治君、山岸美登利さんからの資料請求のありました認定第1号に関するそれぞれの関係資料及び板倉浩幸君の認定第8号に関する資料の配付をいたしておりますので、確認をお願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

また、開会日より新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

本日も、議員、理事者の皆さんが発言される際には、マスクを外していただき、フェースシールドを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言願います。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 議案第44号「表彰について」

日程第2 議案第45号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第46号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」
を一括議題といたします。

本3案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○総務民生常任委員長 吉田正昭君

おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る9月7日に委

員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第44号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、寄附の表彰に関して団体の代表者の役職と名前が出ていたと思うが、問題があったかという内容の質疑がありました。

これに対し、団体に対する表彰なので、議案では代表者の表記をなくしたという内容の答弁がありました。

次に、コロナの状況の中、表彰式はどのような形態で行うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現時点では来賓の数を減らして行うよう検討しているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第44号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、愛知県の最低賃金に合わせるということだが、今までも最低賃金だったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在の蟹江町のパートタイム会計年度任用職員の一番低い給与の時間単価は最低賃金を下回ってはいないが、下回る場合違法になるので改正するものである。以前も、最低賃金以下の場合、最低賃金を上回るよう給与を改定していたという内容の答弁がありました。

次に、最低賃金が毎年上がっている中で、報酬基準額を変更するのではなく、最低賃金以下になった場合、最低賃金分の報酬を支払うということによいかという内容の質疑がありました。

これに対し、職員の給与については、条例で定めている関係上その都度給料表を改正するのは難しい。最低賃金が大幅に上がった場合、最低賃金を下回ることは避けなければならないので条文を整理するものであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第45号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、所得要件で前年の所得が1,000万円以下ということになっている。例えば前年所得が1,500万円あった方が、今年大幅に所得が減った場合でも基準は前年度なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免については、

国の財政支援を受けるため国の規定に沿った形で実施する。今年の所得が1,000万円を切っ
ていても、前年の所得が1,000万円を超える場合は対象にならないという内容の答弁があり
ました。

次に、今回の規定については令和2年2月1日から適用だが、それまでに納付した分はど
うなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和元年度分も一部対象となる。既に納めた分が減額になった場合は還付す
るという内容の答弁がありました。

次に、今回の減免申請について国からの財政支援は100%だが、今後国の支援なしに町独
自で行う場合はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国の支援が受けられない場合は適宜検討し、状況に合わせて考えたいとい
う内容の答弁がありました。

次に、傷病手当を受けられる人は減免についてはどうなるのかという内容の質疑があり
ました。

これに対し、傷病手当と国民健康保険税の減免は同じ対象者になる場合もあるので、傷病
手当は受けていただきながら保険税は全額免除となるという内容の答弁がありました。

次に、国民健康保険税を滞納している方は減免申請をできるのかという内容の質疑あり
ました。

これに対し、要件を満たしていれば対象となるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第
46号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第44号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第4 議案第48号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

若干ちょっとお聞きしたいのが、歳入でも歳出でもあるんですけども、歳入でいくと9ページの民間木造住宅の耐震診断補助事業、歳出でいくと11ページにあるんですが、これに

ついて、もう7、8年前から県と一緒にやっている事業であって、また補正額がついた事業なんですけれども、現在のところ今どこまでこの耐震事業、診断が何件あって、診断結果で耐震改修したほうがいと、その辺が分かりましたらお願いいたします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

今年度対象の物件を調べた中で、町内で約2,900件の木造住宅が対象でございました。その対象物件に対して、全て……

(「2,000……」の声あり)

2,900件。それについて今年度6月にダイレクトメールを送付しまして、改修をまた啓発をしておったんですが、今まで平成15年度から始めまして、耐震診断率としましては21%ございます。その中で改修されたものが約10%という状況になってございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

蟹江町、平成15年度から耐震の補助事業やっているんですけども、耐震診断するには無料でしたよね。やったほうがいとという木造建築で2,900件のうち21%が診断を行ったということで、そのうち改修がいくつだったっけ。書いていないか。

ということで、これ特に診断するのも21%で、ちょっとこれがどうなのかなということちょっと疑問が起こって、また改修がまたその半分になってきますよね。改修費用が100万円以上かかるよという話もあって、なかなか古い木造で結構高齢者が住んでいるのが多いんですよ。とても年金生活で出せない、そういう人たちにどうこれから支援していくのか、その辺の考えがありましたらお願いいたします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

耐震改修の方法にしましては、木造住宅全体を改修する方法と、後は段階的な改修ということで2段階に改修する方法もございます。

もう一つの方法としまして、比較的安価に改修ができるシェルターという方法がございまして、その建物の中の1室だけ例えば寝室を改修する方法がございまして、これについては補助金が約30万円、町としては補助金を30万円補助をいたします。

実際、改修の工事の価格等を調べますと、約30～50万円ぐらいで改修ができることを聞いてございますので、まずはこの1室をまず改修するようなシェルターという方法でやっただけの一番いいのかなということで、この辺の啓発については今、力を入れているところでございます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第49号「令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと聞きたいのが、9ページにある災害等の臨時特例交付金、これ多分補正前でゼロで、補正額頭出しだと思うんですけども、これについてどんな内容の補助金なのかお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のありました災害等臨時特例補助金ですけれども、こちらは今回条例改正のほうで上げさせていただきましたコロナウイルスに関する保険税の減免を国庫で受ける場合の受け皿として、取りあえず頭出しという形で1,000円つけさせていただきました。

今年度減免した場合の10分の6につきましては、ここの災害等臨時特例補助金で受ける。それから残りの10分の4につきましては、現在も歳入のほうでつけてあるんですけども、特別調整交付金。それから元年度分を減免した場合につきましても特別調整交付金で受けるという形で2つに分かれてきますので、そのうちの10分の6をここで受けさせていただくという形になります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今回のコロナの減免に捉われず、災害というふうになっていましたよね。今後発生するかも。そのうちの国が100%補助とするということで、まずここの災害臨時特例補助金ということで今、先ほど答弁あったように10分の6ここに入れて、他は10分の4については今まである入金で賄っていくということの考え方なのかな。

そのためにわざわざ国からの補助金もらうための項目を追加したということで、それで考えておけばいいということですか。

○保険医療課長 不破生美君

はい。おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第50号「令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第51号「令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 議案第52号「令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 認定第1号「令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

令和元年度の蟹江町の一般会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

今回の決算なんですけれども、決算審議のときにも審査のときにも、所期の目標を達成したのかどうかということを確認したところであります。

答弁として、達成できたということで答弁もらっているんですけれども、これ自体実際じゃどうなのか、じゃ予算に対しての執行、あくまでも執行率で当初の目標を達成できたという答弁だったんですけれども、あくまでもこれ自体、町としてどうなのかであって、じゃ実際に町民、住民の方にとってどんな状況で、今厳しい、昨年10月から消費税も8から10%に

なって、特に低所得者、年金生活者の、また自営業者、中小零細企業も大変な重い負担、税の負担となってきた矢先に、決算とは関係ないこの4月以降コロナの感染拡大で、本当に苦しい今、状況の下であります。そんな状況の下で、こんな状況で大企業の優遇税制も進められ、貧困と格差の拡大が本当に進んでいる状況であります。

そこで、蟹江町としてどう対応していくのかということが本来、予算、決算であります。毎回僕も本来、町の役目として国の悪政に追随するような形じゃなくて、あくまでも防波堤、住民を守る立場に立って町政を運営して行ってほしいという要望もしております。

そんなことな内容で、じゃ国が今どんな状況なのか。今現在は本当に国も大変な状況であるんですけども、今後そういう人たちを社会保障の面、また子育て支援を応援する、そんな状況の下で、じゃ町としてどこまでできたのかということがあります。

歳出の面で、いろんな事業を行ってソフト面も含めていろんな事業を行ってきました。その辺の目標は達成できたということなんですけれども、特に社会保障、これから高齢化社会、超高齢化社会を迎える中で、本当に高齢者をいかに応援する、これがまだまだ実際に不足しているんじゃないかと僕は判断しております。

今、安倍首相のほうが変わって菅首相になって自助・公助・共助、これもう安倍政権時代から言っていた中で、自助を強めて自分のことは自分で守れ、最終的に共助として困ったら最後に相談に來い、こんな状況の下だととても福祉が充実できません。憲法に沿った福祉の充実またそのような状況ですので、総合的に歳入歳出を見た段階でとても賛成できないかと判断をして、今回の決算に反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

令和元年度の一般会計歳入については、地方交付税や地方特例交付金等が増額となったものの、町債や地方消費税交付金の減額により前年度に比べて減収となり、また歳入決算額の約5割を占め町の自主財源の根幹をなしている町税については、前年度と比較して1.3%増加している。未収率は前年度と同率となっており、これは町民の納税意識の向上と町職員による滞納対策の成果として評価できます。

全体としては、対前年度比1.4%減となり、総額115億8,800万円余りを決算することとなりました。

歳出については、主なものとして、町制130周年記念事業、観光・産業振興プロジェクト事業、自由通路等整備事業、近鉄蟹江駅北側駅前周辺事業を遂行し、所期の目的を達成しています。

特に、町制130周年記念事業については、令和元年10月1日の町政130周年の節目に際してタイムカプセルの開封や特別展「蟹江町の130年のあゆみ」の開催など、1年を通じて各種事業を展開しております。引き続き当町の魅力とイメージ向上、そして住民の郷土愛への愛着を深め、誇りを高めていく機会の創出を期待しております。

次に、国の地方創生推進交付金を活用した観光・産業振興プロジェクト事業については、観光交流センター祭人（さいと）を拠点として、食の掘り起こしたインバウンド誘客事業の展開、さらに町、商工会、観光協会から成るかにえフィルムコミッションの設立や、ロケ撮影の誘致等といった当町の知名度アップ、町の観光・産業事業全体への活性化を寄与しております。

また、自由通路整備事業や近鉄蟹江駅北側駅前周辺事業については、5年度に続く事業ではあるが、公共交通関連事業の向上に寄与しており、また新たな町の窓口として整備されることを大いに期待しております。

令和2年度へ繰り越すこととなった小・中学校費における施設整備事業については、児童・生徒の教育環境の向上につながる重要な事業であり、確実な事業完遂を期待しております。

全体として、対前年度比2.7%減の総額110億4,800万円余りを決算することとなり、所期の目的は達成されていると考え、以上により認定第1号「令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」賛成討論といたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第1号「令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第10 認定第2号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算、歳入歳出の決算に反対する立場で討論させていただきます。

この国民健康保険会計は、平成30年度より愛知県が主体となって一体的に運営されること

になり、その結果保険税の見直しが今年度も行われ、2回されてきました。

また、現在国への納付金に対しては激変緩和措置が取られていることから、保険税全体、これ県ですけれども、県内では結構低い水準にはなっています。今後、激変緩和の縮小、また被保険者世帯、被保険者数の動向によってさらなる保険税の引上げが強まることになりかねません。

また、国民健康保険事業準備基金に今年度も4,000万円積み増しをし、令和元年度末で2億8,000万円であります。県単位化になり保険給付の心配がなくなったのでありますので、ここまでの基金の必要がどうなのかと考えます。

そして、保険税のさらなる増税は妥当ではないと考えますし、国民皆保険制度として特に所得の低い階層に多くしている国保制度に対して、国また県の支出金を元に戻すよう要望をしなければいけません。

また、町として独自減免の拡充を行い、国保税の引き下げを考えるべきだと考えていきます。よって令和元年度の決算について反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

それでは、10番 新政会 佐藤茂でございます。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

国民健康保険制度が改正され、2年目の決算となります。歳入においては、被保険者数の減少に伴い保険税収入が前年と比べ2,900万円の減となり、7億5,600万円となりました。そして、歳出においては、愛知県へ納付する事業給付金が9億8,000万円、そして保険給付費総額が21億6,000万円となっており、適切に運営されているかと思えます。

国民健康保険制度は住民の健康の保持増進に貢献するもので、そのものでありますので、今後とも給付の負担の公平を図るとともに収納率の向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成させていただきます。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第2号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第11 認定第3号「令和元年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」

を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第12 認定第4号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

令和元年度の蟹江町の介護保険管理特別会計決算、歳入歳出決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

この介護保険制度ですが、第7期の保険料が基準額である第5段階で400円引き上げ、5,500円であります。また令和元年度でも、元年で介護給付費準備基金を4,300万円積み増しをし、令和元年度末で2億8,800万円に達しています。歳入歳出差引額でも1億6,000万円の繰り越す決算となっており、これは取り過ぎているのではないかと考えます。この保険料自体を被保険者に還元すべきだと考えております。

高齢者の家庭を直撃し、生活を圧迫する介護保険料。また、いざ介護給付を使おうと思ってもなかなか使えない、高くて利用料も払えない保険であって、介護なしの状況が続いております。

総合事業についても、給付費抑制の目的でのサービス低下につながる危険も考えられます。そして、高齢者の重い負担になってきております。介護保険の保険料や利用料の減免を充実させていくことが必要だと考えますので、よって介護保険特別会計決算に反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

歳入の介護保険料は、前年と比べ約7,600万円、2.8%の増額になりました。これは、被保険者数の増加によるものです。しかしながら、提供するサービス料や保険給付費、また被保険者数も増加の一途であり、歳出の保険給付費は対前年度比プラス5.4%、約1億3,100万円の増です。ますます進む高齢化社会の中で、今後も引き続き家族等も含め適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いし、賛成します。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第4号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第13 認定第5号「令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第14 認定第6号「令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

令和元年度の蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場で討論させていただきます。

この後期高齢者医療保険制度は、制度発足以来、75歳という年齢で医療給付や健康診断などを、年齢による医療差別制度だとして毎回強く批判してきました。

この制度自体、2年ごとに保険料の見直しが行われることになっており、基本的に保険加

入者が増えれば、ほぼ自動的に保険料が引き上げられることにつながっています。今年度から軽減措置も廃止をされ、特に低収入、低所得者にとっては厳しい状況になっており、この重い負担を多くの人と分かち合うことが求められています。

今回提案したいのは、その一つの手段として県が事業主体となった国保会計、先ほどもありました国保会計事業とこの際後期高齢者医療事業とを統合すべきだと考えております。

このようなことから、差別的医療制度だとして令和元年度の蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計に反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

後期高齢者医療保険は、社会のために長年尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう社会全体で支える制度です。今後も高齢者の方が適切な医療を受けられるよう、愛知県後期高齢者広域連合と連携しながら健全な保険制度運営を行うよう、一層努力されることを要望し、本案に賛成をいたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第6号「令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第15 認定第7号「令和元年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

令和元年度の蟹江町水道事業決算認定に対する反対の立場で討論をさせていただきます。

水道事業自体、全て独立採算制で運営することが基本であります。徴収した水道使用料で5,700万円の純利益を上げ、利益剰余金、いわゆる内部留保、ため込みで11億5,000万円を超える額をため込んでおります。このため込みが毎年毎年増やし続けております。

一方、企業債で、いわゆる分かりやすく借金の残高が450万円で、今年度で終わる状況で

あります。配水管布設取替事業としてはこの企業債で賄い、利益剰余金を増やし続けていく必要もないと考えます。

時代に沿った料金体系に努力するならば、今、格差社会である今、毎年増やし続けているこの利益剰余金を使って水道使用料に還元すべきだと考えますので、今回の水道事業会計の決算及び利益処分について反対をさせていただきます。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

令和元年度の水道事業におかれましては、建設改良事業では配水施設の耐震化及び老朽化対策が施工され、安心・安全な水道水の安定供給が図られました。

収益的収支では、水道事業収益7億5,927万円で、水道事業費用6億8,182万4,000円で、経常収支としては7,744万6,000円の純利益となりました。

資本的収支では、2億3,448万3,000円の不足となり、この不足額は過年度分損益勘定留保資金5,350万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億183万2,000円、減債積立金1,363万8,000円、建設改良積立金4,557万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,992万7,000円をもって補てんされている。

今後人口の減少が懸念される中、水の需要の減少、施設の老朽化、水道事業経営に厳しいものがありますが、将来にわたり安心・安全な水道水の供給を推進されることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第7号「令和元年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第16 認定第8号「令和元年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月17日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 安藤洋一君

日程第17 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和2年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前9時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

安藤洋一

3番議員

飯田雅広

4番議員

石原裕介